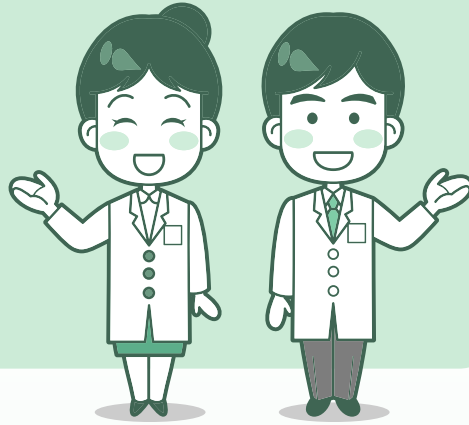


坂東市では、産婦人科・産科の開業医の不在が長期間続いています。安心して子育てができるまちづくりを進めるため、医師養成奨学金や医療施設開業資金の貸付に関する条例を制定しました。

この条例により、市内に一定期間、産婦人科または産科を開業する意志のある、大学医学部の学生への授業料などの教育資金の貸し付けや、医療施設を開業するかたへの開業資金の貸し付けを行うとともに、医療施設の開業後 10 年間医療業務を継続した場合は、貸付資金の返還を免除します。

産婦人科・産科の医療施設の開業を目指すかたの資金を補助することで、市内の医療体制の充実や拡大を図り、市民のみなさんの健康と福祉の増進に寄与することを目的としています。



## 医師養成奨学金・医療施設開業資金の貸付を行い 医療体制の充実を図ります

	医師養成奨学金	医療施設開業資金
対象となるかた	大学医学部を受験しようとするかた、若しくは大学医学部に在籍中のかたで、医師免許取得後に市内で産婦人科・産科の医療施設の開業の意思を有するかた	市内に産婦人科・産科の医療施設を一定期間以上開業しようとする医師、または医療法人
貸付の内容	入学費、授業料などの教育資金	市内に産婦人科・産科の医療施設を開業するための施設費などの開業資金
貸付金額 (貸付限度額)	大学が定める納入金のうち、予算の範囲内で修学に必要な費用	5,000 万円
返還及び免除	奨学金の貸付期間が終了したとき、または開業資金の取消し決定を受けたときは貸付金の返還をしていただきます 一定期間内に市内に産婦人科・産科の医療施設を開業し、その後 10 年間市内で医療業務を継続したときは、返還は免除になります	
利息	違約金を除いて、無利息とします	
連帯保証人	独立して生計を営む成年のかたの連帯保証が必要となります	
募集人数	若干名とし、必要に応じて審査委員会で決定します	